

# 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2021年6月1日

発行所

オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコパビル4階  
TEL0423000255 fax0423000256  
office@kunimatu.jp

春風が気持ちよいと感じられた時期もあったという間に過ぎてしまいました。  
今年は全国的に梅雨入りも早く、季節の移ろいを如実に感じます。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

さて私は専門職後見人として預金口座を管理していますが、ここ数ヶ月取り上げている「後見制度支援信託」の設定や「後見制度支援預金」の開設をする度に被後見人の今ある口座のうち、どの口座を残し、どの口座を解約するか、ということについて悩むことがあります。元々多数の口座をお持ちの場合、ある程度整理して管理しやすいようにする、というのも王道といえば王道なのですが、やはり被後見人ご本人のその金融機関との関係、その金融機関に対する想いなど、ご親族からのお話も加味しながら検討していきます。

例えばある金融機関に数多くの定期積金があったとして、これを一つにまとめる場合もあれば、あえてそのまま残す場合もあったり、福祉定期が複数あるときにたとえわずかであっても金利のよい方を残すとか、意外と気を遣いながらご本人の預金口座と向き合っているのです。  
預金口座の開設という行為自体もご本人の歴史の1ページなのですから。



IKUKO

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

さて、4月号から引き続きお伝えしている「後見制度支援預金」ですが具体的な内容についてもう少し補足したいと思います。Q&A方式でどうぞ～!(≥◇≤)!

Q1 「後見制度支援預金」の利用を希望しています。手続きはどのように進むのでしょうか？

A1 後見制度支援信託（支援預金）等の利用については、まずは家庭裁判所が信託（または支援預金）制度の利用を検討した方がよいかどうか判断した上で、本制度の利用をしてはどうかと後見開始の申立人や親族後見人候補者、すでに後見が開始している案件については親族後見人へ提案があります。（東京家庭裁判所では、被後見人の方の流動資産が500万円以上ある場合、支援信託や支援預金制度の利用検討対象としています）  
※利用を希望されない場合は、無理に利用に向けた手続きを進める制度ではありません。

家庭裁判所は原則として①書面等で信託等の利用希望の有無を確認する。②その時点で制度利用に適さない事情の有無を確認する。③それらと同時に信託等の利用を検討対象とすることにつき後見人候補者の了解を得てから後見開始の審判をしています。

信託契約の締結や支援預金口座の開設には…

司法書士等の専門職が知識や経験に基づいて利用の適否の判断をしたり、利用する金融機関の選択をしたり、預け入れをする財産やその財産の中から日常使用する預貯金口座へ定期的に支払いを受ける設定等をする必要があります。そのため、専門職後見人が信託契約や支援預金口座の開設をしたりすることとしています。

※支援信託等の契約や口座開設に関わった専門職後見人に対する報酬が必要となり、いずれも被後見人の財産から支出することになります。なお、専門職後見人は、契約の締結や口座開設後、関与の必要が無くなれば後見人辞任許可の申立てを行うのが一般的です。

Q2 もし、誤って入金した場合は入金の訂正はできますか？

A2 誤って入金した場合でも、出金または訂正をする際には家庭裁判所の指示書が必要です。

☆☆まだまだ続く～後見制度支援預金のQ&Aは次号にも掲載します☆☆



◆本人に判断能力の低下があることが、金融機関の知るところとなった場合には、通常は成年後見制度の利用が求められます。

◆一昔前であれば、本人でなくてもご近所さんや常連のよしみで預金の引き出しをしてあげることもあったようですが、不正引き出し等の事件が多くなってきたことから金融機関での本人確認が強化されたことに伴い、現在ではそういった取り扱いは難しくなりました。

★LINE公式  
アカウント★

@965ehhek



友だち登録を  
ぜひよろしく  
お願い致します  
(●^o^●)

YouTube

国松偉公子の  
相続相談室



★もうご覧頂けまし  
たか？あなたも今  
すぐチェックを★